

大和市告示第70号

大和市中企業信用保証料補助要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市中企業信用保証料補助要綱の一部を改正する要綱

大和市中企業信用保証料補助要綱（平成21年大和市告示第152号）の一部を次のように改正する。

第1条中「要綱は」の次に「、大和市企業活動振興条例（平成30年大和市条例第 号）第3条に規定する基本理念にのっとり」を加え、「の一部」を削る。

第3条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第4条第1項ただし書中「前条第3号」を「前条第2号」に改める。

第5条中「神奈川県信用保証協会に支払った」を削り、「得た額」の次に「（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を加え、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする中小企業者等が、次条の規定による申請時点において、国が制定した健康経営優良法人認定制度の認定を受けている場合は、補助金額は保証料の額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、100,000円を上限とする。

第6条中「書類」の次に「及び健康経営優良法人認定制度の認定を受けていることを証する書類（前条第2項に該当する場合に限る。）」を加える。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。